

国土強靱化基本法の早期制定を求める意見書

東日本大震災は、全国各地に未曾有の被害をもたらす一方で、本県を含む紀伊半島においても、台風12号による豪雨災害により甚大な被害を被った。

また、近い将来、東海・東南海・南海地震の発生が予想されているなか、大規模災害から国民の生活、生命及び財産を保護するためのインフラ整備の重要性が再認識されている現状にあつて、災害に強い国土づくりは喫緊の最重要課題である。

国土強靱化基本法は、防災、減災のための社会資本整備のみならず、経済、教育、社会科学、文化、福祉、医療など広範囲にわたり現制度を見直し、強さと同時に試練や変化に柔軟に対応できるしなやかな国土の創生を目指すものである。

よつて、政府におかれては、大災害から国民の生命と財産を守り、我が国経済社会の発展及び国民生活の安定向上を図るとともに、今後長期間にわたつて持続可能な国家機能及び日本社会の構築を図るため、国土強靱化基本法を早期に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

田 辺 市 議 会

(提 出 先)

内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長